

佐倉市八街市酒々井町消防組合人事行政運営等の状況

佐倉市八街市酒々井町消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。
詳しくは、消防本部総務課 TEL 043(481)1190へ

1 職員の任免及び職員数に関する状況について

◎ 採用・退職者数

採用者数	退職者数	(採用者数は令和5年度分、退職者数は令和4年度分)
17人	13人	

◎ 職員数の状況について

令和5年	令和6年	(各年4月1日現在)
390人	406人	※ 構成市併任職員3人を除く。

2 職員の給与の状況

◎ 職員の平均給与月額等について

職 種	令和5年4月1日現在				令和6年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与 月 額	給 料	諸手当	平均年齢	平均給与 月 額	給 料	諸手当
消 防	42歳2月	438,350円	326,000円	112,350円	40歳6月	420,342円	317,947円	102,395円

(注) 給与月額とは、月々支給される給料(基本給)と諸手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当を除くすべての手当)の合計をいいます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

◎ 勤務時間の状況(令和6年4月1日現在)

	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
毎日勤務職員	8:30	17:15	12:00~13:00	
隔日勤務職員	8:30	8:30(翌日)	12:00~13:00 17:15~18:15 20:00~6:00 (翌日) * 内6時間30分	15:00~15:15 7:00~7:15 (翌日)

4 職員の休業の状況

◎ 育児休業の状況

男性職員	女性職員	(令和5年度)
1人	1人	

5 職員の分限及び懲戒処分の状況について

◎ 職員の分限処分の状況

降任	免職	休職	降給	(令和5年度)
0	0	3	0	

(注) 「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

◎ 職員の懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	(令和5年度)
0	0	1	0	

(注) 「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

6 職員の服務の状況について

◎ 年次有給休暇の状況

平均使用日数	取得率	(令和5年度)
11.7日	30.9%	

7 職員の研修の状況について（令和5年度）

職員の消防業務等に関する基礎研修及び専門研修として、消防大学校、千葉県消防学校、救急振興財団などの救急救命士研修及び千葉県自治研修センターの各種研修機関などを利用し、階層別、職務別研修などを実施しております。

更に、一部の職員を対象とした安全運転講習や職員の一般教養に関する研修会を実施し、職員の消防、その他の分野における能力アップを目的とした研修なども実施しております。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況について（令和5年度）

（1）職員の安全と健康に関する事業

安全責任者及び産業医、衛生管理者などを選任するとともに、安全関係者会議及び衛生委員会を開催して職員の安全と健康の確保、職場環境の改善を図っております。

また、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うための定期健康診断や産業医による職場巡視・健康相談などを実施しております。

その他、災害現場での感染予防のため、B型肝炎・破傷風などの予防接種を実施しております。

（2）公務災害の発生状況

認定件数 6件

（3）千葉縣市町村職員共済組合による福利厚生事業

概要：共済組合負担金（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に定められた割合を乗じた金額）

事業内容：出産費支給等保健事業、年金事務、各種福祉事業を実施

（4）千葉縣市町村職員互助会による福利厚生事業

概要：互助会負担金（標準報酬の月額に定められた割合を乗じた金額）

事業内容：千葉縣市町村職員共済組合事業の補完的事業を実施

9 千葉縣市町村公平委員会の業務の状況について（令和5年度）

（1）勤務条件に関する措置要求の状況 該当なし

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし